

国民投票法案（改憲手続法案）の拙速採決に強く反対し、 廃案を求める要請書

2007年4月6日

議員各位

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28
DIKマンション小石川201
(TEL 03-3814-3971)
(FAX 03-3814-2623)
自由法曹団

- 私たち自由法曹団は、全国の約1700名の弁護士からなる法律家団体ですが、改憲手続法案の拙速な採決に強く反対し、審議を尽くしたうえ廃案にすることを求めます。
- 3月27日、自民党と公明党の与党は、改憲手続法案に関する修正案をとりまとめ、国会に提出しました。安倍首相は、今国会において改憲手続法案を何としても成立させるとしています。しかし、修正案においても国民の意思を正確に反映しない法案の危険な本質は何ら変わっていません。それどころか、修正案は、この間に国会でなされた修正に向けた議論に逆行する内容となっています。
- とりわけ、公務員と教育者について「特に国民投票運動を効果的に行いうるような影響力を利用した」国民投票運動を禁止しています。その上、修正に向けた議論の中で、公務員の政治活動を禁止する国公法、地公法等の規定について適用除外を設けるとしていましたが、修正案には適用除外の規定がなく、与党はビラや組合機関紙などによる運動を禁止する意向すら示しています。

しかも、無料意見広告については賛否平等に広く保障すべきであると議論していたにもかかわらず、国会の多数派が主導する広報協議会による改憲案の「広報」を認め、政党等の無料意見広告をその一部に組み込もうとしています。これは、原案の改憲派に有利な無料意見広告を形を変えて再生させようとするものです。

さらに、テレビ・ラジオのCM広告は、資金力によってその利用が大きく左右されることが指摘されていましたが、修正案は資金力による情報提供の偏りを是正するルールを何ら設けておらず、資金力のある側が「カネで改憲を買う」危険は甚大です。

このような修正案では国民の意思を公正中立に反映することはできません。

- しかも、修正案は3月27日に提出されて以降、まともに審議されていません。与党は4月12日にも委員会採決、13日には衆議院本会議での採決を行う方針と報じられていますが、このようなやり方は、民主主義を無視した暴挙と言わざるを得ません。しかも、国民のほとんどが法案の内容を知らない状態です。私たちが行った街頭アンケート（回答者総数1247人）でも、9割以上の方が「議論は尽くされていない」（806人・65%）、「分からない」（337人・27%）と答えています。国会において十分な議論もなく、法案の内容について国民に十分な情報が提供されないまま、拙速に採決を行うことなど断じて許されません。今、安倍政権に「憲法改正」を期待する国民はほとんどいません。

私たちは、国民の意思を歪めて、国民の間で大きな反対のある9条改憲をかすめとろうとする改憲手続法案の拙速な採決に断固として反対し、十分な審議を尽くしたうえで廃案とすることを強く求めます。

以上